

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 6 回 総 会

平成 2 7 年 8 月 1 0 日

第6回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成27年8月10日(月)

午前 9時30分～

場 所 熊野市役所2階 第1会議室

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進 坂 口 輝 之 山 本 肇 井 谷 雄 二

原 田 稔 夫 森 岡 正 樹 松 田 良 広 大 江 愛 久

岡 田 住 夫 室 谷 政 輝 松 本 源 一 榎 本 満

須 崎 誓 晤 栞 原 清 志 杉 谷 俊 毅 増 田 幸 美

大 橋 秀 行 辻 本 浩 規 福 岡 淳 史 浦 坪 昇

小 瀬 功 福 山 康 子 栗 須 幹 生

(欠席委員) 山 口 政 高

(事務局) 事務局長 山口耕作 農政係長 鈴木 健

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

第2号議案 農地法第5条許可審議の件

承認事項 非農地証明願いについて

2. その他

農地法第3条の下限面積について

議長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまの出席委員は24名であります。欠席の届出は、19番山口委員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第6回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、12番松本委員、13番榎本委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第6回総会総括表、3条所有権の移転は、1件で田164.30㎡、計164.30㎡でございます。5条所有権の移転は1件で、田348㎡、計348㎡でございます。5条使用貸借権の設定は1件で、田410㎡、計410㎡でございます。承認事項といたしまして、非農地証明願いは1件で、畑362㎡、計362㎡でございます。合計は4件で田922.30㎡、畑362㎡、総合計は1,284.30㎡でございます。以上です。

議長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、新鹿町字宮ノ上[]番[]、台帳田、現況畑、面積161㎡ほか計2筆164.30㎡でございます。譲渡人は新鹿町[]。理由は高齢により農地の維持が困難となったためということでございます。譲受人は南牟婁郡御浜町志原持分2分の1[]、和歌山県新宮市持分2分の1[]。所有面積は35a、耕作面積は18aです。農作業歴は二人とも10年です。通作距離又は時間は、[]さんが16km、25分、[]さんが38km、50分です。世帯員等従事者は3人です。理由は農業経営規模拡大し、根菜、果菜類、葉茎菜類、梅栽培をするということでございます。

第1号議案の1番については、いずれも申請書の内容等書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、新鹿町お願いいたします。

2 番 (坂口委員) 2番、坂口です。

第1号議案の1番について説明させていただきます。

内容的には、ただいま事務局から説明があったとおりでございます。現地は新鹿町の■■■■の上側で鉄道沿いにあります。譲渡人の■■■さんは、高齢で農地の維持が困難ということで、■■■さん、■■■さんに譲渡したいということでございます。■■■さん、■■■さんは6月の総会におきまして農道の申請をし承認をいただいた方たちです。8月2日に調査をいたしまして、所有する農地ともつながっておりますし、いつも母と義理の父が農作業の手伝いをして頑張っております。所有する農機具につきましては、軽トラック、耕運機、運搬車、草刈機、動噴等の所有となっております。地元の委員としては問題はないと思いますので、どうかよろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは、許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議 長 ありませんか。

特にご意見もないようですのでお諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請及び使用貸借権の設定につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、飛鳥町大又字小口■■■番■■■、台帳田、現況畑、面積42㎡ほか計2筆348㎡でございます。譲渡人は飛鳥町大又■■■。譲受人は飛鳥町大又■■■。転用の目的・施設の内容等ですが、住宅用地、進入路で、住宅

2階建て建築面積69.56㎡を1棟新築ということでございます。合わせて進入路42㎡でございます。添付書類といたしまして位置図、現況図（案内図）、土地利用計画図、建築確約書、土地造成図、建物平面図、公共用財産用途廃止協議書の写し、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。次のページをお開きください。

農地法第5条の規定による使用貸借権の設定についての1番、金山町宇古屋■■■■番■■■■、台帳田、現況畑、面積410㎡でございます。貸渡人は金山町■■■■。借受人は南牟婁郡御浜町志原■■■■。転用の目的・施設の内容等ですが、住宅用地で、住宅平屋建て建築面積124.2㎡を1棟新築、農機具倉庫兼車庫36㎡、進入路80㎡ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図（案内図）、土地利用計画図、建築確約書、建物平面図、土地使用貸借契約書の写し、■■■■の同意書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

第2号議案の1番、使用貸借権の設定の1番につきましては、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。なお、使用貸借権の1番については、申請人より後継者住宅用地として農振農用地区域の除外申請が、平成26年12月15日に認められたものであります。以上です。

議長 ただいまの第2号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、飛鳥町お願いいたします。

15番（栗原委員） 15番、栗原です。

第2号議案の1番について説明させていただきます。転用の目的は、先ほど事務局より説明があったとおりで、現地は大又の旧■■■■の近くで国道42号線から3mほど入ったところです。譲受人の■■■■さんは、譲渡人の■■■■さんの孫に当たり、申請地を譲り受け2階建て1棟を新築するということです。この申請地には赤道があり、これも買い上げるそうです。また、隣には母親が住んでおり、1mほど嵩上げし、排水路は国道側と裏にあり排水は問題ありません。現在シキミが少し植わっておりそれを空いた所に移植するそうです。この案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと思いますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次に、使用貸借権の設定の1番について、金山町お願いいたします。

14番（須崎委員） 14番、須崎です。

第2号議案の1番について説明させていただきます。転用の目的は、先ほど事務局より説明があったとおりでございます。現地は案内図にありますように、金山パイロットファームの事務所前から [REDACTED] 方面への市道を約250m入った道路沿いにあります。申請地の西側は、住宅地となっており、新しく建てられた住宅が並んでおります。東側には申請人の農地と川をはさんで田んぼが広がっておりますが、生活排水等は合併浄化槽を通し、敷地内の側溝を経て市道に埋設された排水管に放流するということであり、周囲の農地への影響はないものと思います。この案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議下さいませようお願いします。

議 長 第3号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（なし）

議 長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

第2号議案の農地転用につきましては、地元委員の言うとおりで私から何も言うことはありません。次の使用貸借権の設定についても地元委員の言うとおりで、私から何の意見も挟むところはありません。

議 長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請及び使用貸借権の設定につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議 長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し知事に進達することといたします。

次に承認事項1非農地証明願いについてを議題といたします。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、有馬町字折坂[REDACTED]番[REDACTED]、台帳畑、現況公衆用道路、面積362㎡でございます。出願者は有馬町[REDACTED]。転用時期・理由・施設の内容・添付書類ですが、願出人が数十年前に畑に行く道を作ったが、周辺の住宅のための道路として利用されており、今後も公衆用道路として利用したいということでございます。添付書類といたしまして、現況図（案内図）、昭和51年撮影の航空写真、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。承認事項1については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果、承認要件を満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、有馬町お願いいたします。

10番（岡田委員） 10番、岡田です。

承認事項1について説明させていただきます。申請内容は、先ほど事務局より説明があったとおりでございます。現地は案内図にありますように、[REDACTED]の北東方向約200mのところであります。申請地については、昔は畑でありましたが、申請人が40年以上も前にみかん畑に行く農道を自分でつけたもので、現在では周囲に住宅も建ち並び、生活道路として使われております。この案件につきましては、非農地証明の基準に照らし合わせても、地元委員としてはなんら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いします。

（なし）

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

地元委員が言ったように、前に農道ということでございますけれども、ほかの住宅が建っているときに何故こういうことが出てこなかったのかということがちょっと疑問に思いましたけれども、話を聞いてみますと自己資金で家を建てたということでございます。私としては何ら意見はございません。

議 長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。承認事項 1 非農地証明願いについてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、承認事項 1 につきましては、原案を承認することと決定いたします。

議 長 次に、その他事項で農地法第 3 条の下限面積についてを議題といたします。前回の総会において、次の農業委員会総会で各地区の委員の皆さんの考え方をあらためてお伺いするということをご了承いただきました。

本日は、各地区の委員さんに、各地区における要望や、農業委員として検討いただいたことを踏まえて、どこの地区を、どういう理由で、何アールにする見直しが必要かというご意見を聞かせていただきたいと思います。

議 長 二木島町の委員さんからお願いします。

1 番 (多川委員) 二木島としましては、下限面積は 10 アールで何ら問題ないと思いますけども、前の総会の時にも言いましたように、このままの状態で行くのであれば何か特例を作った中でやっていただいたらいいんじゃないかと思います。以上です。

議 長 次に、新鹿町の委員さんをお願いします。

2 番 (坂口委員) 私としては、下限面積の見直しは賛成でございます。新鹿は 20 アールになっておるわけですが、できれば一番最低の 10 アールくらいに下限面積を見直してもらいたいと思います。新鹿には基盤整備をした土地が 1 枚もないんです。昔のままの石垣のある細長い棚田で、そういうようなところで高齢者になって、耕運機の後を追って田圃を作るといようなことは当然考えれんので、今の農業の形態から言ってもそんなことは誰もようしないということも考えられますし、できれば下限面積を見直してほしいというふうに思います。

議 長 次に、波田須町の委員さんをお願いします。

4 番 (井谷委員) 波田須も正直なところ下限面積を減らしてほしいというのがあります。何故かという、高齢化でなっともならんので、今の状態でも荒れ放題に荒れていて、ちょっとでも少なくしたらほかの人でも作ってくれる人がいるんじゃないかなということで、なんとか減らしてほしいのが現状です。

議 長 大泊町の委員さんをお願いします。

5 番（原田委員） 大泊町は、10アールの現在のままでいいと思います。

議 長 次に、井戸町の委員さんをお願いします。

6 番（森岡委員） 特に問題であるというようなことはありませんので、このままでいいのかなと思っております。実際問題で言いますと、ほかの人に田圃を作ってもらっているという人も結構多いので、30アール以上ということで今のところ特に問題であるという声は聞いておりません。

議 長 つづきまして、有馬町の委員さんをお願いします。

11番（室谷委員） 有馬は30アールなのですが、30アールで結構です。現在有馬で農業を専業でやっている方はほとんど3反歩以上持ってやっております。実際、農業をやりたいという人がおれば、貸し農地とか色んな形で処理できると思います。また、別段農家の方から下げてくださいということは耳に入っていないので現状で結構です。

議 長 つづきまして、久生屋町の委員さんをお願いします。

12番（松本委員） 農家の人全部に聞いたわけではないんですけども、ある程度の人に聞いて、今回こういう会議があるということで話を聞かせてもらいました。その中で、売買に関して下限面積が引かかってくるだけで、作ってもらうとかいう時には特段今のところ問題ないみたいですから。周りが全部住宅地になってきているので、農地を売買するというのは考えにくいので、別段5反になろうが3反になろうが問題ないんじゃないかという意見がありました。それともう一つ、これは農業委員会が関係しているのかどうかかわからないんですけど、農業振興地域が農地の利用に対して制約がかかっているで、その方がちょっと問題が多いんじゃないかという意見がありました。以上です。

議 長 次に、金山町の委員さんをお願いします。

13番（榎本委員） 金山は、久生屋とともに5反歩ということになっておりますが、最近では、農地を求めたいという声はわりと少ないわけなんです。以前はかなり問合せはありましたんですけども、なかなか50アールということで、それ以上求めるということは難しいということでした。これは、基準が、今後増える見込みがあるかということに対して大変疑問なんです。住宅地としてはかなり金山も売買されましたんですけども、農地としての売買は最近少ないです。ですから将来増える見込みがあるかと言われた場合には疑問点が残るところでございまして、自信はございません。この点だけ申し

上げておきたいと思います。以上です。

議 長 次に、飛鳥町の委員さんお願いします。

15番（栗原委員） 自分の所の地区は基盤整備をしているので、2反歩で問題ないんですけど、大又の方へ行くと大変荒れております。宅地にしたいと思っても農業振興地域に入っているののでできないという、それが引っかかるだけで、2反歩ということに関してはうちの地域は問題ありません。神山の方は問題あると思います。

議 長 次どうぞ。

16番（杉谷委員） 飛鳥地区でも栗原さんの方は耕地整理が進んでおまして、あまり問題がないということなんですけど、神山の方は耕地整理が進んでいないので、小さい1アールみたいな畑、田圃が沢山荒れております。私は4月から持たせてもらったんですけど、その中でも3件くらいの相談がありまして、娘さんが東京へ嫁っていて高齢者の母を連れていくので家屋敷を全部売って行きたいしお墓も持って行くということで、近所の人が、家が新しいので私が買わせてもらいますと言われましたが、その横に小さい畑が付いているのを買って野菜などを作りたいなということですが、家屋敷以外の小さい畑で1アール、それ未満のものは登記が移らないというような相談が沢山来ております。それで、厳正な審査をして通ればなんとかなるというふうに、下限面積を極端に言えばゼロにしていきたいなというふうに思います。以上です。

議 長 次に、五郷町の委員さんお願いします。

18番（大橋委員） 五郷町につきましては、結論から言いますと20アール以上という基準でOKかなというふうに思いますが、先ほどからほかの委員からも意見がありましたように、家を建てるために買った時に、それについての小さな農地とかという問題につきましては、下限面積を触るというよりも、特例の弾力的な運用というところで現実的な処理ができないかなというふうに思っております。それと、私の所へ時々言うてくるのは、そんなに件数が多くないんですけど、農業振興地域というのが基準も厳しいもんですから、その見直しというのをある程度の年数を経てやってもらうような体制をとれないかなという意見がございました。以上です。

議 長 次は、育生町の委員さんお願いします。

20番（辻本委員） 20アール以上ということになっておるんですけども、現に水

稲栽培をしている人に関しては、20アールが別にどうということもないと思うんですけども、前回も例があったんですけど、家屋敷を買った時に面積が足りないので暫く登記ができなかったということがあります。耕地整理がされとる田圃だと別段どうということはないと思うんですけども、整理されていない田、荒れた田がものすごく多い中で、この下限面積というのを考えてもらったらありがたいかなと思います。以上です。

議長 次に、紀和町の委員さんをお願いします。

21番(福岡委員) 西山の方も20アールとなっておりますが、現在のところ20アールも作っている人は数えるくらいという感じでございます、全部段々の田圃で、耕地整理されているところはほとんどないと言っていいくらいの田圃です。できれば下限面積を減らしていただきたいのと、山田の中までまだ農振農用地になっていてどうにもできませんので、そこらを何とか考えていただきたいのと、できたら下限面積を減らしていただきたいのと両方でございます。

議長 下限面積をどれだけ減らすということですか。

21番(福岡委員) 減らせるだけ減らしていただけたら大変ありがたいです。ちょっとでも作ってくれる人がおればありがたいです。

22番(浦坪委員) 紀和の場合は三地区に分かれておりますので、将来的には課題があると思うんですけど、入鹿地区については今20アールということで設定されております。かなり高齢化はしておりますけども、今の段階ではこの20アール、現状のままでいいんじゃないかと思います。

議長 私が皆さんにお願いしたのは、減らすご意見の方は、何々町の委員さんがどれだけ減らしてほしいということをお聞かせいただきたいと、それをお願いしたんですけども、新鹿町、波田須町の委員さんからは、10アールに見直してはどうかのご意見をいただいただけで、ほかの方は、ゼロにしてはというご意見もあれば色んな、現行のままという方もおられましたが、今の新鹿、波田須を10アールに見直してはどうかというご意見があったんですけど、ことについてのご意見はありませんか。

(なし)

議長 それでは、本日皆さんからいただいたご意見を基に、事務局で見直しのためのたたき台を作成し、次回の総会で再度ご協議願いたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 空き家に農地が付いているというのはまた別の考え方で、それを含めてたき台を作りたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、そのようにさせていただきます。

これもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等は、すべて議了いたしました。ほかに何かございませんか。

22番(浦坪委員) 事務局にもう一度確認したいんですけども、先ほどの第2号議案の使用貸借権の設定で金山町の方でございまして、平成26年に農用地除外申請が出て処理されているが、ほかにも26年はなかったですか。担当部局は農業振興課だと思うんですけども、ほかにはなかったんですか。これ1件ですか。

事務局(鈴木係長) そうです、これ1件だけでした。

22番(浦坪委員) 管轄外になると思うんですけども、先ほどお二人くらいの方から農振農用地からの除外というようなことの希望が多いというような話もありましたよね。そこで、26年にやられたというのは1件であったということですけども、まだまだ探すということはないと思うんですけど、あると思うんですよね、除外申請。だから、このへんを農業振興課と調整していただいでですね、そのへんの見直しをやっているかどうかということ、次回の農業委員会で結構でございますので、ちょっとお知らせしてほしいんですけども。といいますことは、いままでもずっとこれありますけども、除外申請の希望が。なかなかできないということもありますので、実態に即したようなやり方でもっての説明ということで、農業振興課との調整結果をお願いしたいと思います。

議 長 農業振興地域につきましては、農業振興課では、今年度、平成27年度に法律に基づく農業振興地域整備計画に関する基礎調査を実施する計画をしているところということでございます。この基礎調査に基づいて、農業振興地域整備計画を変更するときは、市長村長は農業委員会の意見を聞くこととなっております。ほかに探したらということでしょうけど、農業委員会には出てきておりません。

(少し間を置く)

議 長 ほかにありませんか。

なければ、事務局から連絡事項がございます。事務局。

事務局 それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

まず、お手元に農地中間管理機構が、農地の借受希望者を公募した結果が、農地中間管理機構のホームページに掲載されておりますので、まとめたものをお配りさせていただいております。農地を農地中間管理機構へ貸したいという方がおれば、貸付申込書を農業振興課の方へ出していただくようご案内していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、毎年八月から11月は、全国統一の農地パトロール月間に設定されております。農地パトロールは、遊休農地の把握と発生防止・解消対策、農地の違反転用の早期発見、防止対策等について重点的に取り組むことを目的としております。委員の皆様には、農地パトロールにつきましては、日常業務として実施していただいておりますが、継続的な農地パトロール活動をよろしくお願いいたします。また、活動記録簿への記入もよろしくお願いいたします。事務局におきましても、農地パトロールと合わせて各地域の農地の利用状況、許可承認案件の履行状況等の利用状況調査を行っております。遊休農地につきましては、①自ら耕作するか、②自ら所有権の移転等を行うか、③農地所有者代理事業や農地銀行を利用するか、④農地中間管理事業を利用するか、といった利用意向調査を行わなければならないことになっておりますので、今後も、委員の皆さんとの連携を図りながら調査を行っていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

最後に、次回の現地調査ですが、9月1日、火曜日、午前8時30分に市役所を出発いたしますので、関係される委員さんにはよろしくお願いいたします。また、次回の第7回総会は、9月10日、木曜日、午前9時30分から、市役所2階、第1会議室での開会を予定しております。なお、総会をやむを得ず欠席される場合は、必ず事務局までご連絡をお願いします。事務局からは以上でございます。

議長 これをもちまして、第6回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前10時10分)